

令和元年 12 月 13 日

各 位

鹿児島相互信用金庫  
理事長 永倉 悦雄

### 不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ながら当金庫におきまして元職員による不祥事件が下記のとおり判明いたしました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、かかる事態を招いたことについて、お客さまをはじめ関係各位に対しまして多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 事件の概要

事故者	元職員（男性・営業担当、26 歳）
発生店舗	田上支店
発生期間	平成 29 年 8 月 22 日から令和元年 12 月 6 日
事故の内容	事故者は平成 29 年 8 月 22 日から平成 30 年 6 月 13 日にかけて、5 名のお客様から出資金、定期預金または普通預金への入金のために預かった現金を着服し、借金返済や遊興費のために流用しておりました。
発覚の経緯	令和元年 11 月 15 日、お客様からの問い合わせにより、当時お預かりした出資金が成約されていないことが判明したため、直ちに内部調査を実施したところ、出資金等として預かった現金の着服・流用を事故者が認めたほか、他の複数のお客様から預かった現金の着服・流用についても認めたことから発覚しました。
累計事故金額	現時点 4,053,801 円（被害者は 5 名、6 件）
事故金額	現時点 200,000 円 ※事故金額については、事故者の親族から全額弁済されております。

##### 2. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき監督官庁に届出を行うとともに、警察に通報しました。

なお、現在も内部調査を継続しているところであり、今後刑事告訴も視野に入れた対応について検討してまいります。

### 3. 人事処分

元職員につきましては、平成 30 年 10 月 31 日付で既に別件（※）で諭旨退職処分としておりますが、今回事件の発覚を受け、懲戒解雇相当の処分といたします。また関係職員等につきましても厳正な処分を行ってまいります。

※平成 30 年 7 月 13 日に現金 151 万円の紛失事案が発覚し、現金紛失と内部ルールを逸脱した手続きが認められました。なお、当該紛失事案は、今回の着服・流用を認めた事案の一つとなります（当局への届出、警察への通報済）。

### 4. 今後の対応

当金庫は、平成 30 年 4 月に業務改善命令を受け、以降、役職員一丸となってコンプライアンス意識の向上と不祥事件防止に向けて懸命に取り組んでいるところです。さらに、今年 10 月に公表した現金着服事案以降においても役職員一同信頼回復に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、再びこのような事案が判明し、改めて信頼回復のため役職員一同が猛省するとともに、金庫内外において厳正に対処し、更なる経営管理態勢の確立および内部管理態勢の充実強化を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成および健全な業務運営の確保に向けて全力で取り組んでまいります。

### 5. 本件に対するお問い合わせ先

受付窓口：鹿児島相互信用金庫 法務コンプライアンス部（川口、橋口、上山）

電話番号：0120-525-651（フリーダイヤル）

F A X：099-259-5255

Eメール：sosin@kasosin.com

受付時間：午前 9 時から午後 6 時まで（土日祝日は除きます）

以上